

2017

現代福祉学部国内研修奨励金給付制度について

～プランニング・マネジメントの能力アップをサポートします～

1. 国内研修奨励金給付制度とは？

国内の様々な現状に接し、今後の学業に活かそうとする現代福祉学部生のための制度です。自ら企画・立案した視察、調査の実施等にかかる費用の一部（交通費、宿泊費、研修費）を給付してフィールドワークをバックアップします。個人で行うほかに、グループでの研修も認められています（合宿等のゼミ行事は対象外）。下記の期間中に視察、調査を計画している皆さんを対象に募集します。

興味や関心がある活動をしている施設や地域を視察・調査し、現状や活動内容などを学んでください。見学だけではなくボランティア活動等を含む中身の濃いプランが望されます。なお、シンポジウム等の外部イベントに参加するだけでは、給付の対象になりません。原則としてオリジナルの企画を立案してください。

2. 給付の範囲

皆さんがあなたが企画した国内の様々なフィールドの視察・調査にかかる費用のうち、**交通費、宿泊費、研修費について1名につき5,001円以上**の場合に奨励金を給付します。**給付上限額は1グループあたり200,000円、1人あたり30,000円**ですが、応募者が多い場合には上限額を調整する可能性があります。なお、支給の範囲は、以下のとおりです。

★交通費

- ①100キロメートル以遠の場合は、新幹線、特急を利用できます。
- ②80キロメートル以遠の場合は、急行を利用できます。
- ③座席指定料金については、利用する一列車が100キロメートル以遠の場合に支給します。
- ④訪問地が北海道・四国・九州以遠の場合、または時間的・経済的に合理的な場合は、航空機を利用できます。
- ⑤車（自家用車・レンタカー等）の使用は認められません。
- ⑥グループの場合、メンバー全員が同じ経路・交通手段で集合・解散場所～研修先間を往復しなければなりません。
- ⑦給付の対象となる交通費とは、起点から研修先までの往復の合理的な金額を示します。したがって、経路を逸脱した部分の交通費は給付の対象とはなりません。

※起点の設定について

- ①自宅生（個人）：自宅が起点となります。
- ②自宅外生（個人）：夏季休暇、冬季休暇等で帰省している場合は帰省先が起点となり、帰省せず下宿から研修を開始する場合は下宿先が起点となります。
- ③グループの場合：メンバー全員の集合場所（＝解散場所）が起点となります。

★宿泊費

- ①1泊につき、上限10,000円までの実費を支給します。

3. 他の奨励金制度との併願について

皆さんがあなたが企画した視察・調査について、国内研修奨励金制度の他に、学内の他の奨励金制度を併願する場合には、企画書の所定欄に申請内容を記して下さい。なお、学内の他の奨励金制度が採用された場合には、利用する奨励金制度を申告して下さい。

4. フィールドワーク実施期間

第2期：

2017年12月23日（土）～2018年2月28日（水）の冬季・春季休暇及び休日等、参加者の履修科目の無い日
※定期試験中の実施は認めません。

5. 奨励金給付人員、申請手続期間、奨励金給付者の決定

第2期：

| 奨励金給付人員 | 申請手続期間 | 奨励金給付者の決定 |
|---------|-------------------------|---------------|
| 10名程度 | 2017年9月16日（土）～11月24日（金） | 12月13日（水）（予定） |

※奨励金給付者は提出された研修企画書により現代福祉学部教授会が審査し決定します。

6. 申請手続書類及び提出先

申請手続書類：国内研修企画書（兼 国内研修奨励金願書）（一式）

提出先：現代福祉学部事務課

7. 研修先との交渉について

- ①各自（各グループ）で交渉してください。交渉の際は、研修先に失礼の無いようアポイントも含め、丁寧に対応してください。なお、提出時に研修先が確定していない企画は審査されません。
- ②「大学の奨励金給付対象から外れた」「参加学生の都合による」等の理由で研修を中止や内容変更が生じる場合には、研修先にその旨を必ず連絡してください。訪問先に迷惑をかけないよう十分に注意してください。
- ③研修先へ、大学からの依頼状が必要な場合は現代福祉学部事務課へ申し出てください。

8. 提出後の研修計画の変更・辞退について

- ①提出した研修計画から変更・辞退する場合には、現代福祉学部事務課へ速やかに申し出てください。
②研修参加者が辞退する場合には、別途、辞退届（任意書式）の提出が必要になります。

9. 各種書類・報告書の提出期限

研修終了後に研修成果報告書（約3,000字）と国内研修奨励金給付申請書、領収書をあわせて提出してください。グループ研修の場合、メンバー各自が報告書等を作成して提出しなければなりません。

提出期限（2月4日以降終了者除く）＝フィールドワーク終了後、1ヶ月以内。

（例：9月15日終了→提出期限=10月15日）

提出期限（2月4日以降終了者）＝次のうちのどちらか早い方の日（①と②は別々に提出可）。

①国内研修奨励金給付申請書、領収書…活動終了後1ヶ月後または3月4日。

②報告書…活動終了後1ヶ月後または3月15日。

（例：2月20日終了→①国内研修奨励金給付申請書、領収書提出期限=3月4日、②報告書提出期限=3月15日）

10. 奨励金給付の時期

第2期：2018年3月下旬

※支給されるのは予定額ではなく、実費です。領収証は大切に保管してください。

11. 賠償責任保険について

大学で加入している保険は、本人、対人、対物の損傷に対応できます（補償限度額まで）。但し、訪問先までの道のりで事故が起きた場合、対人、対物の補償はありますが、本人への補償はありませんので、注意してください。

※保険の対象となるのは、実際に研修に関わる部分です。研修前後に寄り道等をした場合等は対象となりません。

12. その他

①過去に国内研修または海外研修奨励金の給付を受けていない学生を優先します。

②次の場合は、奨励金の給付を取り消すことがありますので注意してください。

- ・提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- ・休学、退学したとき。または除籍されたとき。
- ・病気やけがなどで研修を実施できなかったとき。
- ・無断で期間、経路、研修先等を変更したとき。
- ・現地での活動、報告書の内容が不十分な場合。
- ・その他、奨励金の給付を受ける者として適当でないと認められたとき。

以上

これまでの国内研修観察エリア・テーマは現代福祉学部ホームページに掲載しています！

http://www.hosei.ac.jp/gendaifukushi/ryugaku/kokunai_fukushi/index.html

現代福祉学部トップページ→「研修・留学・奨学金」→「国内研修奨励金制度」